



基安化発第 1119002 号

平成 15 年 11 月 19 日

国土交通省住宅局建築指導課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質調査課長

石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正の周知について

当課所掌の施策について日頃御理解と御協力をいただき感謝いたします。さて、石綿はその粉じんを吸入することにより、労働者等に肺がん、悪性中皮腫、石綿肺等の重篤な健康障害をもたらすものであることから、当省におきましては、石綿を含有する製品のうち国民の安全確保等の観点からその使用がやむを得ないものを除き、その製造等を禁止することとし、学識経験者による検討結果を踏まえ、平成 15 年 10 月 16 日に公布された「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成 15 年政令第 457 号）により、石綿を含有する建材、ブレーキ等の摩擦材及び接着剤の製造等を禁止することとしたところです。この政令の施行期日は平成 16 年 10 月 1 日ですが、禁止対象の製品を使用している可能性のある事業者は建設業を中心に膨大な数であり、円滑な施行へ向けて、当該措置内容の周知徹底と確実な履行を図る必要があるところです。

つきましては、ご多忙の中恐縮ですが、貴職におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、地方公共団体の関係部局等に本改正内容の周知用リーフレットを配置することについて、御協力を賜りますようお願いいたします。

労働安全衛生法施行令の一部改正について（概要）

1. 趣 旨

石綿は吸入することにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発生させることが明らかになっています。労働者の健康障害の防止の観点から、石綿のうちアモサイト及びクロシドライトについては、平成7年に使用等が禁止されました。その他の種類の石綿については代替化が困難であったこと等から、使用等の禁止までは行わず、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策等による管理の徹底が図られてきました。

近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、国民の安全等にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方向で専門家による検討が行われていましたが、その結果、代替化が可能であるとされた製品について、労働安全衛生法施行令が改正され、その使用等が禁止されることとなりました。

2. 措置の内容

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1パーセントを超えて含有する以下に掲げる製品を、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないこととなりました。

- (1) 石綿セメント円筒
- (2) 押出成形セメント板
- (3) 住宅屋根用化粧スレート
- (4) 繊維強化セメント板
- (5) 窯業系サイディング
- (6) クラッチフェーシング
- (7) クラッチライニング
- (8) ブレーキパッド
- (9) ブレーキライニング
- (10) 接着剤

3. 施行日

平成 16 年 10 月 1 日

政令第四百五十七号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十五条及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第八の二 石綿を含有する製品（第十六条関係）

一 石綿セメント円筒

二 押出成形セメント板

三 住宅屋根用化粧スレート

四 繊維強化セメント板

五 窯業系サイディング

六 クラッチフェーシング

七 クラッチライニング

八 ブレーキパッド

九 ブレーキライニング

十 接着剤

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

(石綿含有製品に係る製造等の禁止に関する経過措置)

第二条 改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第十六条第一項第九号に掲げる物（次項において「石綿含有製品」という。）で、この政令の施行の日（次項において「施行日」という）

。前)に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第五十五条の規定は適用しない。

2 施行日において現に石綿含有製品を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成十六年十二月三十一日までの間は、新令第十六条第二項の要件に該当しない場合においても、当該石綿含有製品を製造し、又は使用することができる。

(輸出貿易管理令の一部改正)

第三条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二一の二の項(二)中「第十号」を「第十一号」に改める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（製造等が禁止される有害物等） 第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。 一 八（略） 九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの 十（略） 十一（略） 二（略） 別表第八の二 石綿を含有する製品（第十六条関係） 一 石綿セメント円筒 二 押出成形セメント板 三 住宅屋根用化粧スレート 四 繊維強化セメント板 五 窯業系サイディング 六 クラッチフェーシング 七 クラッチライニング 八 ブレーキパッド 九 ブレーキライニング 十 接着剤	（製造等が禁止される有害物等） 第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。 一 八（略） 九（略） 十（略） 二（略）